

# Renaissance

2013.1

明けましておめでとうございます。

No.37

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して



撮影:T.Ito

## AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上 文男

弁護士 勝又 敬介

弁護士 森田 祥玄

弁護士 南 善隆

弁護士 小宮 仁

司法書士 萩野 直樹

弁護士 柄多 貞介

弁護士 梅村 明男

弁護士 林 瑛子

弁護士 西村 信俊

弁護士 東山 詩奈

社会保険士 原田 聰

弁護士 中野 直輝

弁護士 伴 麻里

弁護士 上瀧 幹也

弁護士 森下 達

弁護士 遠藤 悠介

社会保険士 小木曾 裕子

弁護士 尾関 栄作

弁護士 木村 環樹

弁護士 水野 憲幸

弁護士 一ノ子 裕一

税理士 大橋 由美子

社会保険士 長谷川 沙美

弁護士 檀浦 康仁

弁護士 渡邊 健司

弁護士 永井 康之

弁護士 奥村 典子

司法書士 浅井 健司



この事務所報は再生紙を使用しております。

古紙100%再生紙

愛知総合法律事務所

検索

<http://www.aichisogo.or.jp>

E-mail [home@aichisogo.or.jp](mailto:home@aichisogo.or.jp)





弁護士

# 村上文男× 西村信俊

Vol.2



弁護士

## 対談シリーズ第2弾、弁護士法人愛知総合法律事務所の採用・研修

新年明けましておめでとうございます。

今回は当事務所のパートナーで採用・研修を担当している西村信俊弁護士との対談です。

村上 西村さん対談よろしくお願いします

西村 繁張しています。お手柔らかにお願いします。

### 1 愛知総合の研修

村上 愛知総合の弁護士に対する現在までの研修制度を紹介して下さい。

西村 ①まず、就職前の採用内定者に

対して1泊2日の夏期事前研修旅行を行います。②次に、就職してからの1ヶ月程度かけた新人研修です。③その後3ヶ月間でOJTを行います。④3ヶ月経過頃から人立ちをして、法律相談や事件の受任を1人でやって貰うようになります。4月目から充分にやれる人と、そうでない人がいますが、⑤6ヶ月間は指導担当弁護士がつきます。

村上 当事務所独自の弁護士研修は充実しており白慢の研修だと思いませんが。

西村 次に小目標(当面取得すべき技能の概要)を明確に示すべきです。

それにより獲得目標が明確になります。研修の実があがります。

西村

私もそう思います。研修には限りがありません。研修をしそぎてダメになったとの話は聞いたことがありません。採用・研修担当の私としては更に力を入れていきたくと考えています。

張り切っています。何か思うところでもあるのですか。

あります、あります。まず事務所が必要とする人材像に合わせた研修制度を構築する事です。また、現在の研修制度を抜本的に見直すべきです。

西村 自慢の当事務所の研修制度につけをつけるのですか。相当やる気ですね。

西村 そう来ると思いました。ボスの思考パターンは十分承知しています。

西村 まず、①研修期間を4ヶ月にします。その上で、4ヶ月の獲得目標を次のようになります。研修

期間の終了時点において、(i)依頼人や事務局と円滑な人間関係を構築できるなど、社会人としての基本的資質を備え、(ii)十分な法律相談の能力を有し、(iii)簡単な交通示談事件については単独で処理する能力を有し、(iv)示談事件・訴訟事件の区別なく、先輩弁護士の指導を受けながら、事件に必要な法律事務処理又は法律事務処理の援助的業務を行う能力を有する人材を育成します。

西村 まさに、その通りです。私は財です。人財によって事務所が決まります。

西村 そのための研修に力を入れるのは事務所戦略としては当然です。是非成功させましょう。

西村 親しみやすい、質の高い弁護士を育成して顧客に良質なリーガルサービスを提供していきたいのです。

西村 ドーンとお任せ下さい。

西村 むむ……

### 2 新人研修の改革

西村 まず大目標として、事務所の理念、方向性を明確に示す事です。

西村 それについては大賛成です。新人は事務所の草創期を知りませんし。最近の修習生はテクニック、技術的な事には秀いでいますが理念的な事は苦手の人が少なくない。

西村 は事務所の理屈や方向性を新しく議論したいですね。

西村 次に小目標(当面取得すべき技能

の概要)を明確に示すべきです。

それにより獲得目標が明確になります。研修の実があがります。

西村 外に出しても恥ずかしくない人材

西村 私もそう思います。研修には限りがありません。研修をしそぎてダメになったとの話は聞いたことがありません。採用・研修担当の私としては更に力を入れていきたくと考えています。

西村 張り切っています。何かと思うところでもあるのですか。

西村 あります、あります。まず事務所が必要とする人材像に合わせた研修制度を構築する事です。また、現在の研修制度を抜本的に見直すべきです。

西村 そう来ると思いました。ボスの思考パターンは十分承知しています。

西村 まず、①研修期間を4ヶ月にします。その上で、4ヶ月の獲得目標を次のようになります。研修

期間の終了時点において、(i)依頼人や事務局と円滑な人間関係を構築できるなど、社会人としての基本的資質を備え、(ii)十分な法律相談の能力を有し、(iii)簡単な交通示談事件については単独で処理する能力を有し、(iv)示談事件・訴訟事件の区別なく、先輩弁護士の指導を受けながら、事件に必要な法律事務処理又は法律事務処理の援助的業務を行う能力を有する人材を育成します。

西村 まさに、その通りです。私は財です。人財によって事務所が決まります。

西村 そのための研修に力を入れるのは事務所戦略としては当然です。是非成功させましょう。

西村 親しみやすい、質の高い弁護士を育成して顧客に良質なリーガルサービスを提供していきたいのです。

西村 ドーンとお任せ下さい。

西村 むむ……

### 3 さあ、新人研修を成功させよう

西村 そのための研修に力を入れるのは事務所戦略としては当然です。

西村 親しみやすい、質の高い弁護士を育成して顧客に良質なリーガルサービスを提供していきたいのです。

西村 ドーンとお任せ下さい。

西村 むむ……

箇条書き的に言えば、①専門性の手がかりの発見(専門性の必要性に関する意識付け)、②基本的な事務処理技術の習得(率先垂範、凡事徹底、即時実行)③サービス業としての意識の涵養(顧客に対する丁寧な接遇)、④組織人としての自覚(報連相、職場マミュニケーション能力)です。

西村 そうです。そのために今までの全員指導・弁護士制を改め、①1人のチヨーター・弁護士が責任をもつて育てるチヨーター制に改めます。さらに、②研修期間を純然たる勉強の期間として位置づけ、研修期間中の仕事の負担を軽減する一方で、研修期間終了後は原則として一人立ちしてもらいます。③研修期間終了後も4か月間は共同受任期間としておき、1人で受任して事件を解決するまでに至る力をさらに養います。

西村 を育て、法律相談技術を習得させ、不法行為の基本である交通事故事件の技能を集中的に習得させると書つことがあります。

西村 そうですね。

西村 そのための研修に力を入れるのは事務所戦略としては当然です。是非成功させましょう。

西村 親しみやすい、質の高い弁護士を育成して顧客に良質なリーガルサービスを提供していきたいのです。

西村 ドーンとお任せ下さい。

西村 むむ……

# 30年後の法曹界は如何に

からたていすけ  
弁護士 柄多 貞介



30年後、私は、100歳を超え、まずはこの世にはいない。予測が外れても気楽なところがある。今から30年前、司法試験の合格者は、500人程度で推移し、法曹は弁護士を含め高度経済成長のもとで安定し、今以上に高い社会的評価を得ていた。しかし、弁護士へのアクセスは悪く、民事裁判は、五月雨審理が常態化して遅く、刑事裁判では、被害者の存在は忘れ去られ、検察優位の運営が無反省に続いていた。このような反省も踏まえ、1999年からの驚天動地の司法制度改革によって司法界は現在の嵐の中に突入している。しかし、30年後は65歳以上の高齢者が人口の3分の1を占める超高齢社会となり、少子化もすすみ、人口は4000万人程度になるという極端な予測もある。紛争や犯罪は当然減少する。また、ADR(裁判外紛争解

決手続)機関が成長し、人生経験の豊かな高齢者中心の市民は、裁判による解決よりも気持ちの通い合う同席でのADRによる紛争解決手続を利用するようになる。したがって、法曹は多くを必要とせず、裁判官は、5年以上の弁護士経験を有する優れた弁護士の中から、全弁護士及び一定の有識者市民による選挙で選ばれる真の法曹一元制度が実現する。また、司法試験に合格した修習生は、給費制で司法研修所と法科大学院の双方で、法廷弁護士(パリスター)、事務弁護士(ソリシター)、検察官、公証人の各コースを選択して学び、法曹界に送り込まれる。ソリシターは、グローバリズム対応と人間関係調整能力を特に求められ、ADR士の資格も必要となる。という未来図です。

## 若者に期待すること

弁護士 中野 直輝



新年あけましておめでとうございます。

皆様にとりまして今年が輝かしい年になりますよう祈念いたします。

さて、今回は「若者に期待すること」というテーマをいただきました。

私の若い時に比べ、今はグローバル化がすさまじい勢いで進展しています。

昨年の欧州の債務危機にはじまり欧州、中国などの景気の後退、貿易赤字、円高にともなう海外での企業買収など、まさに世界は一つであります。

反面、隣国との領土などナショナリズムにもとづく問題も大きな課題となっています。

国内でも少子化や高齢化など何ら解決のきざしさ見えません。

前途多難な年ともいえますが、よく考えればいつの時代もそれぞれに大きな問題をかかえていたという点では同じではないでしょうか。むしろ経験が積み重なり、また様々な分野の技術が発展しているという点では過去に比べれば恵まれた状況といえます。

しかしながら、これらの課題はどれも一朝一夕には解決されません。はて、誰が解決するのでしょうか。

結局は「若者」以外にはありません。

中国の故事に「人間万事塞翁が馬」のとおり、世の中は何が幸いするか、災いとなるのかは全くわかりません。

希望を捨てることなく、落胆することもなく日々精進することだと思います。



## 事務所 IT研修

昨年7月末から8月末にかけ、ITに強い弁護士・事務局を作る取り組みの一つとして、企業の協力を得て、5回にわたり事務所内でITの研修会を開きました。参加者は弁護士6名、司法書士2名、社労士3名、事務局14名の合計25名。研修内容はDocuworksソフトの使い方に関するもので、多様な紙ベースの書類を効率的に管理・保管・運用するにはどうすればいいかなど。パソコンに強い人もそうでない人も、まずは頑張りました。研修はきっかけであって、本当の学習は「研修

後に」始まるもの、一層努力をしていきたいですね。昨年は、村上代表の「人は財(たから)、そのためには教育が必要だ」との掛け声で企画したこのIT研修会、今後もさらなる進化を目指し、IT研修だけでなく多種多様な研修会を企画・参加し、多くの皆様に還元していくよう弁護士、事務局一同頑張っていかねば…



# 高齢者専門相談窓口の開設

大  
橋

南

小木曾

南

高齢の方ご本人からだけでなく、相続トラブルを未然に防ぐため、家族の方からもご相談頂けそうですね。

ご高齢の方ご本人だけでなく、相続上、一度お問い合わせ頂ければご回答差し上げますよ。

一般的の方は、今自分が抱えている問題が、どの仕事に相談すべきなのかよく分かりませんものね。せつかく時間を作つて相談

高齢者相談窓口を開設致しました！愛知総合のHPを開くとすぐ目に入る抹茶色のボタンをクリックしてみて下さい。詳細が分かりますよ。簡単に紹介しますと次のような内容です。



萩野  
小木曾

南

小木曾

南

対象事業…ご高齢の方の財産管理・財産処分に係わる問題（亡くなられた方の財産に関する事案も含む）。

相談方法…事前電話予約の上、面談による相談。

電話番号…052-971-5277

相談場所…名古屋丸の内事務所

相談日時…毎週木曜日（但し、事務所休業日は除く）午後1時から午後5時まで

日本の高齢化が進むに伴い、トラブルが増えている分野ですね。最近エンディングノートが流行っているみたいでしす。エンディングノート？ああ、書店でよく目にしますね。

自分が事理判断能力が低下した際、財産をどのように管理して欲しいか、自分の葬儀方法をどのようにして欲しいか等を書き留めておくノートだった気が。そうです。遺言書より気軽なイメージなので、作られる方が増えているのでしょうか。ただ、法的な効力はないので、不動産や預貯金等重要な財産については、やはりしっかりと遺言書として処分方法を定めておく必要があります。

ついにこの日がきましたね！

高齢者相談ということですが、どういった相談を想定されていますか？

遺産分割、遺言書作成、事理判断能力低下に備えた財産管理委託、後見申立等が中心になるでしょうね。その他、親から子への生前贈与や相続放棄も考えられます。

「これは対象なのかな？」と分からぬ事案も当然あるかと思いますので、気軽に一度お問い合わせ頂ければご回答差し上げますよ。

ご高齢の方ご本人からだけでなく、相続トラブルを未然に防ぐため、家族の方からもご相談頂けそうですね。



大橋

南

大橋

萩野

南

これまで事務所への相談内容としては多い分野ですが、新たに窓口を開設されたということで、何が変わったのでしょうか？

他の法律事務所や役所等公的機関にも相談窓口はあります。その場で相談を受けてくれるのは弁護士だけ、税理士だけ、「役所の相談でこういつ風にしたらしいのではないか」と言われたからそういうのではありません。

あと、一つの窓口で結論を出すということとの危険性はよく感じますね。

「役所の相談でこういつ風にしたらしいのではないか」と言っていること、相談を受けることがあります。確かに法的には可能なことですが、その処理をすることで後日発生する税金の説明がなされておらず、「ご説明すると「え、そんなんですか？！」そんなお金すぐに用意できないです…」とおっしゃられることもあります。

また、別の方をとれば、結果は一緒に発生する税金をものすごく減らすことができる場合もあり、「このタイミングで私にまかんものね。せつかく時間を作つて相談頂いて本当に良かった…」と冷や冷



# 高齢者専門相談窓口の開設

萩野 小木曾  
大橋 南  
萩野 南  
大橋 南  
南

やることもよくあります。  
分かります！不動産の名義変更登記手続きの面でも、変更方法によって必要な書類や登録免許税（名義変更にかかる税金）がガラツと変わります。

場合によつては、この方法だと名義変更が難しいが、こういうアプローチをすればすんなりできるということもあります。結果、ご相談者の手間や費用を大幅に抑えることができます。

少し分野が異なるので、私達社会保険労務士は本相談窓口担当に名を連ねていますが、「高齢の方が亡くなつた場合、遺族年金の話も出てきます。年金の手続きが難解でよく分からぬといつお声も想定されますので、その場合はいつでもご相談をお受けしますよ！」

小木曾さん、非常に心強いです。愛知「総合」法律事務所の名通り、様々な視点からご相談者の期待に応えることができま

すね。

同一問題お一人様1回限り、1時間以内、利益相反等により事案によりてはご相談頂けないという制限はあります。料金は無料です！

ただし、**無料期間は平成25年6月30日まで**を予定しています。

これはお得ですね！

そんな心配は不要ですよ！流れとしては下記のようなイメージです。

萩野 小木曾  
大橋 南  
南

①ご相談をお受けする。  
②各士業がそれぞれの専門知識を出し合い、最適な方針を導き出す。  
③ご依頼を頂いた場合の御見積をご提示する。  
④方針及び費用にご納得頂ければ依頼をお受けする。依頼するかしないかは、後日電話連絡でもOK。

さらに!!今なら北海道産タラバガニ一杯をつけて送料込みで…

そうですね！

電話1本で断れるなら、気軽に相談でき力一はつきませんよ！

今回の高齢者相談窓口は、各士業にばらばらに相談したことで不利益を被つている方が相当程度いらっしゃることを日常業務を行つてある中で痛感したため開設しました。

これはとても悲しい状況であり、士業として義務を果たせていないと感じています。

従つて、言つてみれば、一般市民の方が適切な時期に、適切なアドバイスを受けられることはできれば、相談先は当事務所でなくともよいのです。

ただ、そういった環境整備がなされている相談窓口はほとんどないと見えますし、規模が大きく、複数の士業が在籍している法律事務所でなくては、窓口開設は困難ですね。

そうなんです。当事務所であれば、これまでお話しした士業としての義務を十分に果たし、必ずやご相談者の期待に応えることができる自信を持つています。

本相談窓口を開設したことにより、一人でも多くの方をよい方向に導けるようにななければ燃えています！

## 期間限定 無料面談相談 (平成25年6月30日まで 要相談予約)

<http://www.aichisogo.or.jp/kourei/>

弁護士

税理士

司法書士

3士業に同時に相談できます。

The screenshot shows the website's header with the law office's logo and name. Below the header, there's a banner for the 'High-aged Special Consultation Window' opening. The banner includes the text '期間限定 無料面談相談 (平成25年6月30日まで 要相談予約)' and '弁護士 税理士 司法書士 3士業に同時に相談できます。' At the bottom of the banner, there's small fine print about the consultation period and terms.

高齢化社会に伴い、高齢者に関わる法律問題は増加しております。財産管理、成年後見制度、遺言書の作成、遺産分割等に伴う問題はいずれは誰もがたどる可能性があるものです。

また、高齢者問題は、高齢者ご自身だけでなく、その家族やご親族にも関わる重要な問題もあります。

当事務所では、高齢者問題に関わる依頼者のニーズに応えるため、弁護士、税理士、司法書士の3士業が同時に相談できる「高齢者専門相談窓口」を開設いたしました。トラブル前の法的アドバイス、既に発生してしまったトラブルの解決等是非ともご相談、ご利用ください。



- ① 愛知総合法律事務所では、内容によっては弁護士と無料で面談にて相談を受けることができるというあることないことですが....

梅村明男弁護士に聞いたところ、「相続」「交通事故」「借金問題（自己破産、任意整理、個人再生等）」「刑事」については、無料で面談による法律相談に応じています。また電話による法律相談であれば、東海三県にお住まいの方であれば同一問題1回限り、個人・法人問わず、あらゆる分野の法律相談に相談料無料で応じていますとのことで、この件は「あること」でした。

- ② 愛知総合法律事務所では、夜間時間帯（平日の夜18時以降）でも法律相談を受けることができるというあることないことですが....

新瑞橋事務所所長森田祥玄弁護士に聞いたところ、夜間であっても法律相談には応じていますので、夜間に法律相談を希望される方は、電話にて法律相談のご予約をお願いします。

丸の内本店だけでなく、新瑞橋事務所、津島事務所、小牧事務所でも夜間相談できますのでお気軽にお電話くださいとのことで、この件は「あること」でした。ちなみに夜間相談の件数が一番多いのは実は新瑞橋事務所で、新瑞橋事務所は地下鉄新瑞橋駅徒歩30秒のところにあるのも皆様にとって利用しやすく、便利なので夜間無料相談をご利用されるのではとのことでした。

- ③ 私こと弁護士西村は、メーテレの番組「キングコングのあることないこと」に実際に取材をうけ放映されたことがあるというあることないことですが....

お答えします。「お酒と法律」をテーマにした内容の取材を受けたのは事実です。

毎回いつ放映されるかと毎週番組を録画し続けましたが、その内容は、割愛されていたとのことで、この件は「ないこと」でした。

- ④ 愛知総合法律事務所では、東海三県にお住まいの方を対象として無料電話法律相談を実施しているのですが、相談内容をみてみると「離婚」に関するものが一番多いというあることないことですが....

当事務所女性弁護士の伴弁護士に聞いたところ、無料相談のうち、およそ5件に1件は「離婚」に関する相談で、この件は「あること」でした。その他多くの相談が寄せられる内容は「労働問題」「相続問題」でどちらも10件に1件強、「不法行為」「借金問題」「不動産」に関する相談が10件に1件弱と続くそうですが、相談の種類は多種多様ですとのことです。

以上、愛知総合法律事務所のあることないことでした。



張りたいと思  
います。最後にな  
りましたが、お  
忙しい中お集ま  
りいただいた皆  
様、上野朝子様  
には改めて御礼  
申し上げます。

上野精先生が永眠されてから早いもので4年の月日が流れました。毎年10月になると上野先生に語り合いたいし相談したい等いろいろな想いから、当事務所では「上野先生を偲ぶ会」を開催しています。今回もご伴侶の上野朝子様、当事務所の弁護士、職員、当事務所出身の弁護士の先生方々らが集まり、参加者全員が言ずつ上野先生に各人の近況等語りました。一言では終わらず二言、三言、演説となる先生方も見え、「偲ぶ」会ではあります。この日は大変楽しく笑いに包まれた一日になりました。次の年の「上野先生を偲ぶ会」もまた上野先生に楽しい報告がたくさんできるよう、また一年頑張ります。

弁護士  
梅村  
明男



## 上野先生を偲ぶ会

# Q&A



## ある日突然に 解雇を 言い渡されたら……



弁護士 一ノ子 裕一

**Q: 先生、聞いてください。社長に突然呼び出され、今週いっぱい解雇するっていうんです。それまでは仕事の引継ぎをしつけて。解雇の理由を聞いてみたら、「能力不足」だっていうんですよ。こんなことって許されるのでしょうか?**

**A:** 解雇とは会社から一方的に下される労働契約の終了であって、労働者からみれば生活の基盤を奪いかねない重大な問題です。解雇には、客観的合理性と社会的相当性が必要で、これを欠く解雇は、解雇権を濫用したものとして、無効とされます。

**Q: 解雇予告手当を支払えばいつでも解雇できるって言わされましたか? 本当ですか?**

**A:** 解雇予告手当を支払ったからといって解雇が有効になるわけではありません。解雇の有効性は具体的には、

- ①会社との雇用契約がどうなっているか
- ②就業規則に規定されている普通解雇事由へ該当しているか
- ③改善の機会が与えられたかどうか
- ④業務上の支障があったかどうか
- ⑤解雇以外に回避する手段があるかどうか

などいろいろな観点から検討していくことになります。

また、業務上のケガで療養している間の解雇や育児・介護休業をしたことを理由とする解雇など法令で解雇が規制されているものもあります。このような解雇は違法解雇として無効となります。

**Q: 実際に解決する手段にはどのようなものがありますか?**

**A:** 当事者間の交渉で解雇撤回など話がまとまりそうもない場合、解決のための方法の一つに「労働審判制度」があります。裁判官と労働関係の専門家が、解雇や未払残業代請求など個別労働紛争を審理し、話し合いをしながら解決を図っていくもので、原則3回以内の期日で決着がつきますのでスピーディに解決することも可能です。労働審判に対する異議申立てがあれば、訴訟へ移行します。

**Q: 労働審判の申立の際、どんな準備をすればいいでしょうか?**

**A:** 雇用契約書、就業規則の写し、解雇されるまでの経過記録に加え、解雇事案の場合、賃金の支払も請求することになるので給料明細書やタイムカードもあるといいです。また解雇理由証明書も忘れずにもらい、解雇の理由を特定しておくことも大事です。

**Q: 失業保険は受給しても大丈夫ですか?**

**A:** 解雇を争っているのに失業手当を受給とは矛盾しているかのようですが、当然生活がかかっていますのでもらつても構いません。ただその場合は仮給付として受給しましょう。ハローワークで失業手当受給の手続きをする際に、労働審判が受理されている証明を裁判所にもらひ、それと合わせて離職票等の提出をすれば大丈夫です。

最後に

解雇を始めとして労働問題は複雑な面も多いですので、トラブルが発生したときは弁護士・社会保険労務士のいる当事務所にまずはご相談ください。

